

## 熊本市公民館条例の一部改正について

熊本市公民館条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

## 熊本市公民館条例の一部を改正する条例

熊本市公民館条例（昭和 43 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 (1) 会議室、料理実習室及びホール使用料の表を次のように改める。

## (1) 会議室、料理実習室及びホール使用料

使用時間 区分 施設名	午前	午後	夜間	延長・繰上げ		1 時間単位
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時 まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	正午から午 後 1 時まで	午後 5 時か ら午後 6 時 まで	1 時間まで ごとに
大会議室	1,300円	1,500円	1,500円	440円	440円	440円
中会議室	900円	1,000円	1,000円	300円	300円	300円
小会議室	400円	500円	500円	140円	140円	140円
料理実習室	1,500円	1,700円	1,700円	500円	500円	500円
ホール	2,000円	2,500円	2,500円	670円	670円	670円

## 備考

- 1 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 2 1 時間単位の欄を適用する使用は、午前 9 時から午後 10 時までの間の使用であって、正午から午後 1 時まで又は午後 5 時から午後 6 時までの間のみの使用でないものとする。

- 3 午前、午後又は夜間の使用時間区分に含まれる時間について1時間単位の欄を適用する使用をする場合において、当該各使用時間区分に含まれる時間に係る使用料の合計額が当該各使用時間区分の使用料の額を超えるときは、当該各使用時間区分の使用料の額をもって当該各使用時間区分に含まれる時間に係る使用料の額とする。
- 4 午前、午後又は夜間の使用時間区分のうち連続する2以上の使用時間区分にわたって1時間単位の欄を適用する使用をする場合において、当該使用に係る使用料の合計額が当該連続する2以上の使用時間区分の使用料の合計額を超えるときは、当該連続する2以上の使用時間区分の使用料の合計額をもって当該使用に係る使用料の額とする。
- 5 延長・繰上げの使用時間区分の欄に掲げる使用料は、午前、午後又は夜間の使用時間区分の欄を適用する使用をする場合において、これらの使用時間区分の時間を超えて使用するときのみ徴するものとし、これらの使用時間区分のうち連続する2以上の使用時間区分にわたる使用をする場合における当該連続する2以上の使用時間区分間の時間の使用については、徴しないものとする。
- 6 教育委員会が熊本市富合公民館、熊本市城南公民館又は熊本市植木公民館における午前8時から午前9時までの間の使用を特に認める場合における当該時間に係る使用料は、当該施設の1時間単位の欄の使用料に相当する額とする。

別表第2を次のように改める。

冷暖房設備使用料

施設名	使用時間		夜間	延長・繰上げ		1時間単位
	午前	午後		正午から午後1時まで	午後5時から午後6時まで	
大会議室	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	正午から午後1時まで	午後5時から午後6時まで	1時間までごとに
大会議室	200円	200円	200円	70円	70円	70円
中会議室	150円	150円	150円	50円	50円	50円
小会議室	100円	100円	100円	40円	40円	40円
料理実習室	150円	150円	150円	50円	50円	50円
ホール	700円	700円	700円	240円	240円	240円

備考

- 1 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 2 1時間単位の欄を適用する使用は、午前9時から午後10時までの間の使用であって、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間のみの使用でないものとする。
- 3 午前、午後又は夜間の使用時間区分に含まれる時間について1時間単位の欄を適用する使用をする場合において、当該各使用時間区分に含まれる時間に係る使用料の合計額が当該各使用時間区分の使用料の額を超えるときは、当該各使用時間区分の使用料の額をもって当該各使用時間区分に含まれる時間に係る使用料の額とする。
- 4 午前、午後又は夜間の使用時間区分のうち連続する2以上の使用時間区分にわたって1時間単位の欄を適用する使用をする場合において、当該使用に係る使用料の合計額が当該連続する2以上の使用時間区分の使用料の合計額を超えるときは、当該連続する2以上の使用時間区分の使用料の合計額をもって当該使用に係る使用料の額とする。
- 5 延長・繰上げの使用時間区分の欄に掲げる使用料は、午前、午後又は夜間の使用時間区分の欄を適用する使用をする場合において、これらの使用時間区分の時間を超えて使用するときのみ徴するものとし、これらの使用時間区分のうち連続する2以上の使用時間区分にわたる使用をする場合における当該連続する2以上の使用時間区分間の時間の使用については、徴しないものとする。
- 6 教育委員会が熊本市富合公民館、熊本市城南公民館又は熊本市植木公民館における午前8時から午前9時までの間の使用を特に認める場合における当該時間に係る使用料は、当該施設の1時間単位の欄の使用料に相当する額とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1(1)会議室、料理実習室及びホール使用料の表

(1時間単位の欄を除く。)及び別表第2(1時間単位の欄を除く。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請がなされた使用の許可に係る使用料から適用し、施行日前に申請がなされた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行日前の使用許可等に関する特例)

- 3 教育委員会は、施行日前においても、施行日以後の公民館の使用を1時間単位で許可することができる。この場合において、当該1時間単位の使用に係る使用料は、この条例による改正後の別表第1(1)会議室、料理実習室及びホール使用料の表及び別表第2の規定の例による。
- 4 前項の場合において、同項の規定による使用の許可は熊本市公民館条例第3条第1項の規定による使用の許可と、前項の規定による使用料は同条例第5条の規定による使用料とみなす。

(提出理由)

公民館の会議室等における使用時間区分の見直しに伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。